

# 公益財団法人えひめ東予産業創造センター 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する支給規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人えひめ東予産業創造センター(以下「センター」という。)の定款第13条及び29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、センターを主たる勤務場所とし、週4日以上センターの業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、公益認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 センターは常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 非常勤役員及び評議員は、無報酬とする。
- 3 常勤役員の報酬は、月額報酬及び役員賞与とする。
- 4 役員等には、退職手当は支給しない。

## (報酬等の額の決定)

第4条 常勤役員の報酬月額、別表第1「常勤役員の報酬月額」に定める金額の範囲内とし、理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 賞与の額は、別表第2に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支給)

第5条 報酬は、毎月15日（その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日）に支給する。

- 2 賞与は、毎年6月及び12月に支給する。
- 3 報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。
- 4 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第6条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日、休日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(費用)

第7条 費用は常勤役員のみを支給することとし、非常勤役員及び評議員が職務を執行するために要した費用については支給しない。

- 2 センターは、常勤役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 3 常勤役員に対して支給する交通費及び旅費の計算方法は、旅費規程に準ずる。
- 4 常勤役員に対して支給する通勤手当の計算方法は、給与規程に準ずる。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の施行に際し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人えひめ東予産業創造センターの設立の登記の日から施行する。

別表第1（第4条関係）「常勤役員の報酬月額」

役職名	報酬の額
理事長	300,000円
専務理事	250,000円
理事	200,000円
監事	150,000円

別表第2（第4条関係）「常勤役員の賞与」

6月の賞与	報酬月額×1.0
12月の賞与	報酬月額×1.5